

財団法人日本ハンドボール協会 各委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は本協会の寄付行為第4条に掲げる事業を達成することを目的として、本協会の委員会の運営を円滑に行うために必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 本協会に設置された各委員会の事業は、下記のとおりとする。

(1) 総務委員会

- 1) 組織に関する事。
- 2) 関係諸団体に関する事。
- 3) 日程に関する事。
- 4) 登録に関する事。
- 5) 諸規則、規程に関する事。
- 6) 理事会、常務理事会の事務に関する事。
- 7) 評議員会の事務に関する事。
- 8) 事務局に関する事。
- 9) 職員に関する事。
- 10) 他の委員会に属さざる事。

(2) 国際委員会

- 1) 国際ハンドボール連盟との連携
- 2) アジアハンドボール連盟との連携
- 3) 世界ハンドボール界の動向調査と情報分析
- 4) 本協会の各委員会の国際活動のサポート
- 5) 日本ハンドボール界の世界における地位確保に関する諸展開
- 6) その他、本委員会の目的を達成するための事業

(3) 財務委員会

- 1) 本協会の主催する国際的、全国的な規模の大会開催に関する財政面の指導及び開催権料、入場料及び広告費等の事業収入の確保に関する事。
- 2) 補助金、委託金及び加盟団体の負担金の適正な確保に関する事。
- 3) ハンドボール競技の用具及び施設、設備の検定料及び公認料の徴収に関する事。
- 4) 寄付金、物品売上金の収入に関する事。
- 5) 10万人会等の収益に関する事。
- 6) 機関誌及び指導マニュアル、ルールブックその他の刊行物の発行に伴う事業収入の確保に関する事。
- 7) その他、本委員会の目的を達成するための事業。

(4) 会計委員会

- 1) 年度予算作成に関わる事。
- 2) 補正予算作成に関する事。
- 3) 月次予実算推移に関する事。
- 4) 月次及び年度決算処理に関する事。
- 5) 実行予算立案及び報告処理に関する事。
- 6) 委員会の会計処理に関する事。
- 7) 会計処理手法の合理化に関する事。
- 8) 職員に関する事。
- 9) その他、本委員会の目的を達成するための事業

- (5) マーケティング委員会
 - 1) マーケティング活動に関する計画の企画立案に関すること。
 - 2) 本協会の主催する大会のマーケティング活動の推進事業に関すること。
 - 3) 本協会の加盟団体とのマーケティング活動の調整に関すること。
 - 4) その他、本委員会の目的を達成するための事業。
- (6) 企画委員会
 - 1) 男女ナショナルチームの強化育成の企画、立案に協力すること。
 - 2) 競技力向上、普及に関しての企画、立案に協力すること。
 - 3) 国内、国際行事の企画、立案に関すること。
 - 4) その他、本委員会の目的を達成するための事業。
- (7) 広報委員会
 - 1) 本協会の行う行事・活動に関する広報活動に関すること。
 - 2) 報道機関に対する情報の提供、収集に関すること。
 - 3) 機関紙の発行に関すること。
 - 4) その他、本委員会の目的を達成するための事業。
- (8) 競技運営委員会
 - 1) 国内における本協会主催（共催を含む。）大会の企画・運営に関すること。
 - 2) 国内における競技運営に関すること。
 - 3) チーム・選手・チーム役員の登録に関すること。
 - 4) 競技用具及び施設設備の整備・検定に関すること。
 - 5) 関係団体との連絡・調整に関すること。
 - 6) その他、本委員会の目的を達成するための事業。
- (9) 普及委員会
 - 1) 普及に必要な総合計画及び運営に関すること。
 - 2) 小学生、中学生層に対する普及・指導(学校体育指導も含む)事業の運営に関すること。
 - 3) 少年チーム(スポーツ少年団を含む)への育成事業に関すること。
 - 4) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
 - 5) その他、本委員会の目的を達成するための事業。
- (10) 指導委員会
 - 1) 技術・指導の体系化に関すること。
 - 2) 技術・指導法の研修会等の開催に関すること。
 - 3) 技術書・ビデオ等指導資料の作成と販売に関すること。
 - 4) 公認指導者の育成・研修に関すること。
 - 5) その他、本委員会の目的を達成するための事業
- (11) 強化委員会
 - 1) ナショナルチームに関すること。
 - 2) 競技力向上に関すること。
 - 3) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業。
- (12) 審判委員会
 - 1) 資格の認定に関すること。
 - 2) 競技規則の制定に関すること。
 - 3) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業。
- (13) ナショナルレーニングシステム運営（NTS）委員会
 - 1) NTS実施運営に関すること。
 - 2) 若年層からの優秀な選手の発掘・育成・強化施策に関すること。

- 3) 指導者の育成に関する事。
- 4) 強化指導に関する国際情報の収集・分析・対策に関する事。
- 5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業。
- (14) 日本リーグ委員会
 - 1) 日本リーグの企画に関する事。
 - 2) 日本リーグの財務に関する事。
 - 3) 日本リーグの運営に関する事。
 - 4) その他、日本リーグに関する事業。
- (15) イベント開催に必要な委員会
 - 1) 委員会の目的を達成するための事業。

(会 議)

第3条 会議は必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の終了後議事録を作成し、常務理事会に提出しなければならない。

(専門委員会)

第4条 各委員会の専門委員会は、次に示したとおりである。

- (1) 広報委員会
 - 1) 機関誌編集委員会
 - 2) インターネット専門委員会
- (2) 競技運営委員会
 - 1) スケジュール委員会
 - 2) チーム・選手・チーム役員登録専門委員会
 - 3) 競技用具検定専門委員会
- (3) 普及委員会
 - 1) 小学生専門委員会 (スポーツ少年団を含む)
 - 2) 中学生専門委員会
 - 3) 学校体育検討専門委員会
- (4) 指導委員会
 - 1) 指導者育成専門委員会
 - 2) 技術・指導検討専門委員会
- (5) 強化委員会
 - 1) 男子強化専門部会
 - 2) 女子強化専門部会
 - 3) スケジュール調整部会
 - 4) 分析サポート部会
- (6) 審判委員会
 - 1) 競技規則研究専門委員会
 - 2) 視聴覚専門委員会
 - 3) 国際専門委員会
 - 4) 日本リーグ専門委員会
 - 5) 総務専門委員会

(会 計)

第5条 本委員会は毎年度末に決算を実施し、常務理事会の承認を得なければならない。また、次年度の予算書を作成し、常務理事会に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 規程の改廃は、常務理事会で検討し、理事会の承認を得なければならない。

(期 間)

第7条 委員の任期は本協会の役員の任期と同一とする。

- 2 委員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 3 委員長は後任委員長に対して引継ぎ書を作成し、引継ぎをしなければならない。

(付 則)

- 1 この規程は平成4年7月11日より施行する。
- 2 平成17年4月1日改正。